

議員（天野 里美）

3番、天野 里美です。

皆さん、こんにちは。よろしくお願い致します。

アフターコロナにおける多度津のまちづくりについて、一般質問させていただきます。

令和2年初頭から世界で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、世界各国で、感染防止を目的として集会や会食などの制限が行われるとともにテレワークなどオンラインコミュニケーションの活用が進むなど、人々の生活に大きな影響を与えました。

新型コロナウイルス感染症は、デルタ株やオミクロン株といった変異株の発生などにより感染が拡大したものの、夏から秋にかけての新規感染者数の減少により、各国では、感染の収束を見込んで経済活動の正常化を急いでおり、行動制限の緩和が進められ、日本においても10月11日より全国旅行支援が始まるなど比較的緩やかな規制により感染対策と経済活動の両立を目指しています。しかし、現在、新型コロナウイルス感染症は第8波だとも言われておりますが、今のところ、日本政府もこの緩やかな感染対策と経済活動の両立を推進していく考えのようです。

こうした中、コロナ禍をきっかけに普及したテレワークや新たな生活様式が感染の収束によって元に戻るのか、それとも広く人々の新たなライフスタイルとして普及していくのかなど、コロナ後のライフスタイルについては、様々な意見があるところであり、政府もまたアフターコロナに向けた議論を活発にしているところでもあります。私自身も令和4年6月定例会で、アフターコロナにおける教育のあり方を一般質問させていただきました。

そこでアフターコロナに対する取組について、大きくは7点質問させていただきます。

まず、1点目の質問です。国の議論の一つに厚生労働省では「コロナ禍において、雇用調整助成金の手厚い特例措置により事業主の雇用維持を強力に支援してきた一方、足下では多くの産業で人手不足感が強まっており、今後、効果的な人材活用の促進や産業の体質強化のための人材確保等が望まれることから、アフターコロナ期を見据えた基礎的検討を行うことを目的に「アフターコロナ期の産業別雇用課題に関するプロジェクトチーム」を開催し、令和4年7月14日に第4回取りまとめの議論を行いました。その中で、各業種共通の課題、取組の契機として「デジタル人材など業種横断的に需要のある人材に着目した対策」、「職場魅力の向上や低賃金対策」が議論されています。私は、産業の振興、福祉の充実には働き手の確保が必要だと思っておりますが、その点、多度津町はどうお考えでしょうか。

私は、令和2年3月定例会の介護保険に関する一般質問の中で、労働力の不足について質問を致しました。この時のご答弁は「人員、設備及び運営に関する基準を満たしており問題ない」ということでした。また、令和元年12月定例会、令和2年6月定例会では子育てについて質問致しましたが、子育ての環境を整備するというこ

とは、保護者の就労支援に繋がる問題であると認識し、質問させていただきました。多度津町における労働力の確保について、アフターコロナを考えると、本当にこのままでいいのか、どういう展望を持っているのか。また、それに対する対策は行っているのでしょうか、質問致します。

町長（丸尾 幸雄）

天野議員の多度津町における労働力の確保についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町内企業の人事採用担当者からはアフターコロナ等に関わらず、人手不足の慢性化が進んでいるなどの相談を受けることが増えて来ております。

町ではその相談内容のうち、企業が大学新卒者及びUJIターン者の正規雇用を希望されている場合は、県が企業と求職者のマッチングを行うことを目的に設置した「ワークサポートかがわ」を紹介しております。

昨年は、町担当者が同機関の担当者とともに相談のあった企業を訪問し、支援を致しました。

また、町内企業の魅力を発信し、町内企業への就職を促すため、多度津商工会議所が主体となって隔年で発行している「たどつ企業ガイド」を県立多度津高等学校や町内外の教育機関及びその他関係機関へ配布するなど企業周知に努めております。企業が人手不足に陥っている原因は、少子高齢化及び人材のミスマッチの2つに大別することが出来ます。

少子高齢化につきましては、すぐに対応することは出来ませんが、就労・産業などの大きな構造変化に起因していると考えられる希望職種や職場内での就業ミスマッチについては、企業での自助努力をサポートする制度や広域行政による職業相談会の開催を検討することなどで問題の軽減を図ることが出来るかも知れないと考えております。

今後も町内企業人事担当者や多度津商工会議所から情報収集を図るとともに広域行政及び県の施策の活用方法を研究し、労働力の確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。働き手の確保とは家庭環境や職場の環境を含めた問題だと思います。つまり、一人ひとりが住みやすいと感じる町づくりこそが定住人口を増やし、働き手を確保することだと思いますので、その点を含め、今後の対策をしっかりとよろしくお願い致します。

次に2点目の質問です。

国土交通省観光庁は、アフターコロナ時代における地域活性化と観光産業に関する検討会を、コロナ禍での観光需要により観光地・観光産業が疲弊している中、我が国経済がコロナから力強く立ち直り、再び発展の軌道に乗せていくためには地方創

生の牽引となる観光地の再生が不可欠であり、これを支える観光産業の強化を推進していくことが必要という考えから開催し、令和4年5月18日の第5回検討会で、最終とりまとめを行っています。これは、アフターコロナに合田邸の修繕を含む重要伝統的建造物群の整備や駅周辺開発を予定している多度津町が参考にしなければならない検討会だと思います。ここでは、観光地の面的な再生・高付加価値化の推進、持続可能な観光地経営の確立についての方向性や施策が報告されています。この中で特に私が気になったことは、地域全体での計画的な安全・安心の備えの確保です。この中に避難所等となる施設についてハード・ソフト両面の整備を推進とありますが、多度津町の避難所の現状はどうなっているのでしょうか。地域全体での計画的な安全・安心の備えの確保については、観光地であるに拘わらず、とても大切なことだと思います。

この点について、多度津町の現状を質問させていただきます。

総務課長（泉 知典）

天野議員の多度津町における避難所の現状についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、南海トラフ地震等の大規模な災害を想定し、津波による浸水や土砂災害などの警戒区域を踏まえた立地条件や耐震化等の避難所に係る必要な安全性が確保されている町内12ヶ所の公共施設を避難所に指定しており、災害が発生または発生する恐れが高まった時には、各避難所の早急な開設が行えるよう体制の整備を行うとともに当該避難所における良好な居住性の確保や食料、衣料その他の生活関連物資の配布が行えるよう維持管理と整備に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。地域全体での計画的な安全・安心の備えの確保は多度津町が住んで良く、訪ねて良い町になるためにも必ず必要なことです。その為には町民にも訪れる人にも優しい町であることです。常に町民の側に立ち、訪れる人の側に立った視点を大切にまちづくりに取り組んで頂きたいと思います。

次に3点目の質問です。

多度津町の防災対策については、令和2年12月定例会、令和3年9月定例会で多度津町の取組を質問させていただきました。そして令和4年10月18日には香川県中讃土木事務所河川港湾課より、桜川改修事業について説明会がありました。ようやく第一歩という感じではありますが、実は、そのわずか1ヶ月半前にあたる9月3日にゲリラ豪雨により、東桜川が冠水しております。時間的な猶予があるような状況ではありません。防災対策もまたアフターコロナにおける大きなテーマだと思います。ここで画像を見て頂けたらと思います。

こちらの写真なんですけど、2区の自治会の方の撮影写真です。今年9月3日、13時

14時、ゲリラ豪雨がありました。9月3日16時半、満潮が3時55分ということで多度津町桜川1丁目付近、2区の自治会での5班から7班あたりの映像です。こちら側が雨が降った時の映像、こちらが翌日の4日8時半、干潮9時55分となっておりますが、こちら側の映像となっております。また、こちら、分かりますかね、これ、日本生命駐車場西側の道路の東桜川下流の写真です。もう本当に道か池か全然境目が分からない状況下です。何もない時の道はこうなっております。ちょっと比べて頂けたら良く分かると思います。

次の写真です。こちら四変テックの配送センターの東桜川の上流方向の写真です。こちら良く鮒とか蛙とか亀さんとかが良く顔を出しているところなんですけど、もう本当に境目はまったく分からない状況下になりました。何もない、雨の降ってない時は穏やかな川です。こちらもこの隣の写真もそうです。本当にもう水が一杯で何もない次の日は、このような穏やかな水の流れとなっております。

もう一つ、こちら側の写真です。こちらもうすごい水が一杯になっていますが、この写真は桜川一丁目、東桜川の下流の方向の写真です。ポールをかなり一杯立っていますが、本当に車の通行止めのポールが沢山立ちました。こちらが何もない時、翌日の穏やかな雨の降ってない時の様子です。比べて頂きますと良く分かると思います。ちょっと大きい写真になりますが、こんな形です。こちらが駐車場のところ、水がもう溢れて、こうやって人が歩いても長靴がかなり浸かっている様子が分かるかと思いますが。こちらもそうですが。先ほどの写真と被りますが、こんな感じでガードレール、もう本当に川か池か水か分からないみたいな感じなんです。こちら分かりますかね、農園があるところの写真なんですけど。藻がかなり上がっておりまして、こちらにあった田んぼ、畑にあったトマトとか苗の方がかなり傷んだということをお聞きしています。残念ながら、この地区には自主防災組織もまだ組織されておられません。現在、組織結成のための話し合いを進めているところですが、防災士も少なく、なかなか自分事として進まないのが現状です。防災士は、平成15年に第1号が誕生して以来、防災士制度は間もなく20周年を迎えようとしており、現在、全国に23万人を超え、自主防災組織や自治会、学校や事業所等あらゆる場面において、地域防災力の向上に貢献していると言われております。現在、多度津町では、何人の防災士がいらっしゃる、どういうネットワークを組み、どういう活動をされているのか質問させていただきます。

総務課長（泉 知典）

天野議員の防災士とのネットワークと活動についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では地域における防災力の向上を図るため、防災士資格取得の促進を目的に多度津町防災士資格取得補助金交付要綱を平成28年に施行して以来、8名の方が制度を利用し防災士になられております。

また、この資格は民間資格であり、届出義務のないことから全体数の把握は出来て

おりませんが、社会の様々な場において多くの防災士の方が活動されており、町民の皆様方から大きな期待が寄せられていることを認識しております。

こうした観点から、香川県防災士会には防災訓練や防災出前講座等への防災士資格を有する講師の派遣や「多度津町家具類転倒防止対策促進事業」等にご協力を頂いており、今後におきましても「自助」「共助」の推進役である防災士と連携し、地域の減災と防災力の向上を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

次に防災士に関することでもありますが、4点目の質問に入らせて頂きます。

近年、防災士に対する動向として、内閣府では避難所運営や避難生活支援に係るリーダー育成の新しい取組を開始しており、そのリーダー育成には、とりわけて防災士に大きな期待が寄せられています。また、国土交通省では、相次ぐ豪雨・洪水災害に備える「マイ・タイムライン」という手法を開発し、防災士にその普及啓発の先頭に立って頂きたいと要望されています。この「マイ・タイムライン」とは、「住民一人ひとりのタイムライン、つまり防災行動計画のことであり、台風等の接近によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、住民自ら考え命を守るための一助」とするものです。水害からの避難に対して、住民は「自らの命は自ら守る」意識を持ち、行政は「住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援する」意識が醸成された社会づくりが防災においては必要だと考えます。つまり、水害の発生が逼迫した状況下で、「自分の命は自ら守る」の考えのもと、避難行動を自発的に行う「行動する人」への変化を促す取組が大切です。そのためには、これまでの洪水ハザードマップの周知・取組に加え、住民に寄り添い、洪水ハザードマップに記載されている情報を住民に「我がこと」と感じられ、自ら考えることを促す確実な取組となる可能性のあるマイ・タイムラインの検討を関係機関一体となって鋭意取り組むことが、多度津町において必要だと思いますが、マイ・タイムラインに対する取組状況及び考えについて、質問させていただきます。

総務課長（泉 知典）

天野議員のマイ・タイムラインに対する取組状況及び考え方についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、マイ・タイムラインとは防災行動を時系列的に整理し、命を守る避難行動のための一助として、あらかじめ決めておくものであり、災害時の判断をサポートする避難行動のガイドとして役立つとともに作成を通じて地域のリスクを改めて考えることから、防災意識を高める上でも大変有効な取組であると考えております。

本町におきましてもマイ・タイムラインの普及を図るため、防災訓練や出前講座等において作成する意義や方法を周知しており、今後におきましても様々な機会を捉

えて更なる普及啓発を図り、防災・減災に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問させていただきます。令和2年6月に国土交通省マイ・タイムライン実践ポイント検討会が取り組まれました。その中に取りまとめられたマイ・タイムラインガイドブックでは効果的に実効性のある避難体制を確保するために洪水リスクが高い区域を優先し、マイ・タイムラインの検討を進めるなど重点地区の洗い出しなどの検討が必要とあります。私の住んでいる地区は、まさにこの重点地区に該当すると思いますが、私の住んでいる地区に限らず、町内の自治会や自主防災組織がマイ・タイムラインの検討会の開催したいと考えた時に、町として積極的な支援を行なって頂くことは可能でしょうか。質問させていただきます。

総務課長（泉 知典）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。本町では自治会・学校・事業所等の団体から依頼があれば、防災出前講座や防災訓練を実施しており、可能な限り要望に沿った訓練を実施しております。議員ご質問の自治会や自主防災組織がマイ・タイムラインの検討会を開催した時の支援につきましても先進的な事例を紹介することや防災出前講座に組み込み、実施することは可能でございます。マイ・タイムラインは地域の実情に応じたものを作成する必要がありますので、各団体と個別に検討することは非常に大切なことだと思います。町民の皆様が災害に備え、いざという時の適切な行動に繋がるよう、マイ・タイムラインの普及啓発を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。また、ガイドブックにはマイ・タイムラインの検討はワークショップ形式での推進を推奨しており、住民同士だけではなく、行政と住民のリスクコミュニケーションの場としても有効と記載されております。単にタイムラインについて周知するのではなくて、行政が住民と一緒に作成することが重要かと考えます。ここで私の方に資料として持って来させて頂いた中に地域におけるマイ・タイムラインの取組の事例集ってのがあります。こちらで地域におけるマイ・タイムライン取組事例集とありまして、国土交通省の方から出ておる中で1番香川県まんのう町の境目の方が取組をされておられてたんですが、こちらの方、見て頂けたらと思います。マイ・タイムライン作成の公開とあります。マイ・タイムラインを作ろう。作成方法を動画で解説、香川県坂出市となっております。取組主体の方が坂出市となっております。参加の一般対象者は一般住民という風になって、こちらの方、開催しておりますので、ぜひ参考にして頂けることをお願いしたいと思っています。有難うございます。ぜひとも町として地域防災に対する積極的な支援

をこれからもよろしくお願い致します。

次に5点目の質問です。

私は、令和2年12月定例会で「がん対策」について一般質問をさせていただきました。その関係からか、先日、町民の方から「がん患者の治療中の支援」について、質問を受けました。その内容は「髪の毛が抜けるのですが、それに対する支援はないのでしょうか」というものでした。制度としてはないのですが、ヘアドネーションという取組が全国的にはあります。こういった、がん患者の生活に関する相談というのは、町の方にはあるのでしょうか、質問させていただきます。

健康福祉課長（富木田 笑子）

天野議員のがん患者の生活に関する相談が町にあるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

治療中及び通院中のがん患者は、その医療機関の医療従事者及び地域連携室のソーシャルワーカーなどが関わり、治療段階におけるケアや相談を手厚く行っております。

そのため、町には現在のところ、こういった相談はございませんが、ご相談があったケースには、医療機関等と連携し対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問させていただきたいと思っております。町には現在のところ、こういった相談はありませんが、ご相談があったケースには医療機関として連携して対応してまいりますという答弁有難うございます。では、行政としての役割というのをどうお考えになられてますでしょうか。ご答弁頂けますか。

健康福祉課長（富木田 笑子）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。本町と致しまして、がんの患者さんの治療につきましては専門的な知識につきましては、医療機関の方で、出来ない相談に乗って頂くようになっておりますけれども、在宅で生活される方、再発の不安であったり、生活上の困難であったり、小さな悩み事がありましたら、町の方にはそれぞれ地区担当の保健師がおりますので、日頃の身近な相談役として相談に乗ることはございます。ですので、ご質問のようにヘアドネーションというような具体的な質問というのは現在ありませんけれども、日頃から小さなこと、身近に相談出来る相手として保健師が存在しておりますので、それぞれの医療機関と町の保健師の役割を分担しながら、連携して対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

突然の質問にも拘わらず、ご答弁頂き有難うございます。私自身が思うことなんですけど、がんの対策に限ったことではなく、町民にとって、この役場というものが、敷

居が高いところであってはならない。また、保健師さん身近に感じて頂けるととても大切な役割かと思うんですが、何でも気軽に相談出来る体制というものを、そしてまた雰囲気づくり、いつでも相談に行ってお話したいなという、その優しい雰囲気づくりっていうのをしっかりととって頂けたらと思っております。どうかその点、よろしくお願い致します。

先ほど、ヘアドネーションという言葉を使わせて頂いてきましたが、皆さんはご存じでしょうか。「ドネーション」というのは「寄附」という意味があります。つまり、「ヘアドネーション」は、髪の毛を寄附することです。寄附された毛髪で医療用ウィッグを作り、無償で提供している取組があります。ヘアドネーションは1997年にアメリカで始まり、2009年に日本でもNPO法人により始められました。髪の毛の寄附には31cm以上が必要であり、一つのメディカル・ウィッグを作るためには30～50人のヘアドネーションが必要です。そして、このメディカル・ウィッグを利用出来るのは、18歳以下の子どもと決まっております、申し込みや利用に費用は掛かりません。ヘアドネーションは一見いいことのように感じますが、本当にそうでしょうか。ウィッグを使う人の中には「負けたような気持ちになる」という人もいます。なぜなら、社会は髪の毛がある人がほとんどなのです。髪の毛がないということは、圧倒的なマイノリティなのです。圧倒的マジョリティがマイノリティに対して、ウィッグが必要だと無意識の押し付けになっているのかも知れません。毎日、身なりを気にしていた女性がふと、その行為がしんどくなり、エイっとウィッグを脱いでこう言ったそうです。「女性にも禿げる権利が欲しい」と。女性だという理由だけで、見た目においてもその役割を担わされているのです。私たちの中には、こうした無意識の差別がたくさんあります。令和3年6月定例会で男女共同参画社会のあり方を考える中、パートナーシップ制度やジェンダーレスについて一般質問をさせて頂きましたが、まさにこれに通じる話なのです。大切なことは、望んだ人がウィッグをつけられる選択肢を、そして、同じだけウィッグをつけなくていい選択肢を作り出せることが大切ではないでしょうか。自分たちが手にしている当たり前とは、「必ずしも当たり前ではない」と誰もが思うことが出来たなら、それは、誰もが幸せになれる社会の一步に近づくことになると思います。コロナ禍を経て、生理の貧困もそうですが、これまでなかったとされていた人たちが声を上げ始めました。今の世の中において、自分たちが感じている違和感について口を閉ざすことは出来なくなっているような気がします。そういった意味では、アフターコロナで一番大切なことは、一人ひとりが大切にされる多度津町ではないでしょうか。人権の啓発・教育がとても大切だと思います。そこで6点目の質問に入ります。今年度、多度津町で取り組んだ人権啓発・教育に関する事業について質問させて頂きます。これは教育関係ではなく、町として取り組んだものを全て簡潔にお答え頂きますよう、よろしくお願い致します。

住民環境課長（石井 克典）

天野議員の今年度本町で取り組んだ人権啓発に関する事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。

天野議員ご指摘のとおり、多数派による見えない差別や排除は今も私たちの身の回りに潜んでいます。

差別をされたと感じる人に対し、痛みを与えた側のほとんどの人たちは、社会通念上の常識をベースとして善意から発生したものが多く、自分が差別をしていることに気がついていない事例が多く見られます。

例えば「A型の人はい帳面だ」「男性はこうあるべきだ」「女性らしくしなさい」など、こういった「無意識の偏見」は近年「差別」と捉えられており、このような差別はたいてい悪意のない人がすると言われております。

これまで社会が無視してきた分類化出来ない複雑な差別問題がソーシャルネットワークなどの普及により、国民の一人ひとりが声を上げることにより露呈しており、日本固有の人権問題が徐々に表面化していると感じております。

そういった中で、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、人権啓発イベントの中止が続いておりましたが、今年度に入りアフターコロナにおける人権啓発イベントが全国的に再開されたところです。

ご質問の今年度、多度津町で取り組んだ人権啓発に関する事業でございますが、まずは「本人通知制度」の啓発活動でございます。こちらにつきましては、行政書士による戸籍や住民票などの個人情報をも不正に取得する事件が繰り返されております。その対策として本町では平成24年に「本人通知制度」を制定し、本人以外の第三者からの請求に対して、戸籍や住民票などの写しを交付したとき「本人通知制度」に事前登録をしていれば、登録者本人に第三者または本人等の代理人による個人情報の請求があり、交付を行った旨の通知を行うものでございます。こういった個人情報の不正取得は結婚や就職時の身元調査などに使用されることが多いとされており、個人の人権を侵害する行為であると捉えております。こうした背景から、本人通知制度の普及については大変重要なことと認識しており、7月には本人通知制度のチラシを全戸配布し、来年1月の町広報誌では啓発記事を掲載することとしております。

次に、「パープルライトアップ」の啓発活動です。毎年、11月12日から25日までの間「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ内閣府男女共同参画局が呼びかけ全国的に実施している事業で、女性に対する暴力根絶のシンボルである「パープルリボン」に因んで、本町では県立桃陵公園内にあるメロディー時計「カリヨン」を紫色にライトアップし、町広報誌やFM香川またポスター等で女性に対する暴力をなくす取組の啓発を実施致しました。

次に、毎年8月の「同和問題啓発強調月間」と12月4日から10日の人権週間に合わ

せ、町立明徳会図書館とコラボし、人権問題に関する書籍の寄贈や人権を特集した特設コーナーを設けるなど啓発にご協力頂いております。また、今年は新たに町内の小・中学校の図書室にも人権に関する書籍を寄贈し、子供達を対象とした啓発も行いました。

最後に本町を含む仲多度郡の3町で組織する仲多度郡人権・同和施策推進連絡協議会での取組みとして、天野議員のご質問にもありました全国水平社創立100周年を記念した「人権同和問題講演会」を本年11月18日に、全国水平社設立の中心人物であります西光万吉氏の親族である清原隆宣氏を迎え、サクラートたどつで実施致しました。

その他、広報やホームページ等で人権擁護委員による啓発活動やLGBT、女性活躍推進講演会など啓発に努めておりますが、天野議員ご指摘の多数派と呼ばれる側の意識を変えるには、誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合うことが大切であり、一人ひとりが自分事として捉え、人が持つ独自の物差しを無くしていくことが重要であると認識しておりますので、今後も差別のない社会の実現を目指して啓発活動を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の今年度、本町で取り組んだ人権啓発に関する事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。

教育委員会においては、教職員の研修として部落解放同盟のご協力を頂き隣地研修を行い、学校及び地域における人権・同和教育推進のために、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決に関する実践活動の指導者としての資質を高めるため研修を行っております。

また、町内の幼稚園、小・中学校の教員が参加しての人権・同和教育研究会を実施しております。今年度は豊原小学校が会場校となり、人権教育に関する公開授業や4つの分科会での提案及び討議が行われました。どの分科会においても熱心な議論が交わされておりました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

ご答弁頂きまして、有難うございます。ただ今、住民環境課長、また、教育課長の方からご答弁を頂きましたが、私が申し上げるまでもありませんが、日本国憲法の3原則の中の一つに基本的人権の尊重があります。行政が取り組む全ての事業におきまして、人権は尊重されなければなりません。本日ご答弁頂けなかった他の課の課長においても人権に対する取組がしっかりと行われていると存じておりますが、今後もどの課におきましても常に人権を意識し、町民一人ひとりが大切にされている事業等をしっかりと推進して頂きたいと願います。どうかよろしくお願い致します。

す。

7点目の質問に入ります。2022年3月3日は、全国水平社が創立されて100周年でした。水平社創立宣言は、日本で初めての人権宣言と言われております。わずか短い文章の中に人間という言葉が10回出てきます。それぐらい「人間」の尊厳を大切にした文章です。しかし、100年経った今でも同和問題を始めとする様々な人権課題は残されたままです。多度津町に住んで良かった、これからも住み続けたいと町民の皆様が思う町にするためには、コロナ禍で言われていた「本当に怖いのはコロナではなくて、人だった」ではなく、一人ひとりを思い合える人権感覚ではないでしょうか。コロナ禍で私たちは命の尊さと誹謗・中傷の怖さ、人権の大切さを学んだのではないのでしょうか。多度津には「多度津町人権擁護に関する条例」があります。アフターコロナにおいてこの条例をどう推進していくのか質問させていただきます。

住民環境課長（石井 克典）

天野議員の多度津町人権擁護に関する条例の推進についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本条例につきましては、部落差別を始めとするあらゆる差別を撤廃し、人権擁護を図り、平和で明るい地域社会の実現に寄与することを目的とし、町はそのための啓発活動を中心とした施策の推進及び推進体制の充実が定められております。

本町の人権施策においては「多度津町人権尊重に関する総合計画」及び「多度津町人権教育・啓発に関する基本指針」に基づき具体的な事業を検討し、実施することとしております。

また、本条例第5条の推進体制の充実と致しまして仲多度郡3町が連携し、人権施策に取り組むことで積極的かつ効率的に事業を進めることが出来るため「仲多度郡人権・同和施策推進連絡協議会」を発足し、様々な人権施策に取り組むこととしております。当該協議会にはアドバイザー的な役割として、琴平町にある部落解放同盟豊明支部にも参加頂いており、啓発や研修などを3町が合同で実施しております。

他にも県と県内の全市町で構成する「香川県人権啓発推進会議」、部落解放同盟香川県連合会による「網の目行動」、香川県人権研究所と連携し、人権啓発や研修などを実施する中で人権団体等からアドバイスを受け、本町の人権擁護施策を進めているところでございます。

しかしながら、天野議員ご指摘のとおり、同和問題を始めとする様々な人権問題は解消されておられません。2年前に実施した人権・同和問題に関する意識調査の結果では「障害者の人権」が最も多く、次いで「インターネットによる人権侵害」「コロナウイルスなど感染者の人権」「子どもの人権」と続き、マスコミ報道でよく視聴するものや身近な人権課題の関心が高い結果となっております。また、近年の新しい人権問題とされている性的少数者の人権についても関心はあるが「当事者に対

する理解や関わり方が分からない」という意見が多く見られました。

このような意識調査の結果を踏まえると更なる啓発活動の必要性に加え、より効果的な手法の活用が必要であると感じております。

平成28年には差別の解消を目的とし「障がい者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が制定されたこともあり、今後、本町と致しましては本条例に基づき、人権・同和問題に関する意識調査の結果で明らかとなった課題を踏まえ、人権に関係する団体と連携し、より効果的な啓発・研修の手法を検討し、明確な目的を持って人権課題の解消に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございました。アフターコロナを考える時に1番大切なことは、もう一度足元から町民にとって何が大切か。何を必要としているかを考え直すことではないでしょうか。福祉と教育はとても大切だと思います。一人ひとりが互いを思いやり、幸せを感じることが出来る住みよい町作りに向け、チーム多度津として取り組んでいくことを共に目指していきたいと思っております。最後になりましたが、多度津町人権擁護に関する条例ということですので、副町長、この点に関し、お考え等をお聞かせ頂きますよう、再質問させていただきます。

副町長（岡部 登）

天野議員の人権の意識した事業を推進していく。そういった意識についての再質問にお答えを致します。憲法に保障されている基本的人権を尊重することは、政策というよりも人としての義務に近いものと私自身は認識しておりますし、それ以上に大切なものであると考えておりますので、今後も多度津町人権政策推進本部設置要綱に則って人権政策を推進してまいりたいと考えております。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

突然の再質問にも拘わらず、お考え等述べて頂き、有難うございます。今後とも共に目指していきたいという風に考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

残り6分となりました。町長、人権に関するお考えを述べて頂くこと可能でしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

突然のご質問を頂きまして有難うございました。人権に関することというのは、もう普遍的なものでありまして、今、仲多度郡の中でも仲多度郡人権・同和施策推進連絡協議会、琴平町・まんのう町・多度津町と共に同じ歩調を合わせて進んでおりますが、やはり私ども1人だけではなくて、やはり多くの方々が同じ考えの中で

同じ歩調で、この問題を解決をしていかなければいけないと思っています。この水平社創立から 100 周年が経った今も、まだまだ大きな問題が残っております。やはり、これは全体として、考えていく必要がある。国全体としてですね、考えていく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

突然の質問にも拘わらず、ご答弁頂きまして、本当に有難うございます。

これにて3番、天野 里美 一般質問を終わりたいと思います。

有難うございました。